

江東区地域福祉計画策定会議設置要綱

令和 2 年 6 月 1 日

2 江福福第 4 0 2 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条第 1 項の規定に基づき、江東区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、専門的見地及び区民の視点から地域福祉計画について自由に意見を表明する会議として、江東区地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定会議は、次に掲げる事項に係る意見の聴取を行う。

(1) 地域福祉計画の策定に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する 2 0 人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係者

(3) 保健関係者

(4) 地域活動関係者

(5) 公募委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 策定会議に会長及び副会長を置き、委員の中より選出する。

2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、

その職務を代理する。

(運営)

第6条 策定会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて策定会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項を調査及び検討する。

3 専門部会長及び専門部会の部会員は、会長が指名する。

4 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。

5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。